

令和7年度 清水地区更新住宅解体工事



株式会社 野田木内一級建築設計事務所

工 事 概 要	
1. 工事名称	令和7年度 清水地区更新住宅解体工事
2. 工事場所	海部郡牟岐町中村清水
3. 敷地面積	㎡

- ・工事範囲
- (解体配置図参照)
 - ・アスベスト含有材撤去
 - ・既設建物解体、撤去工事一式
 - ・屋外配線切断処理工事一式(電気配線配管撤去)
 - ・屋外配管切断処理工事一式(給水管撤去)
 - ・敷地整地工事一式(樹木撤去)
 - ・屋外不要物撤去(物置、その他)
 - ・ブロック塀撤去
 - ・土間コン撤去
 - ・騒音振動調査を含む。(1地点)

・構造規模

棟 名	構 造	床面積	延べ床面積
更新住宅	RC造2階建	更新住宅 1階床面積:28.75㎡ 2階床面積:32.71㎡ 延床面積:61.46㎡×2戸=122.92㎡ 122.92㎡×1棟＝122.92㎡	122.92㎡
合 計			122.92㎡

建 築 工 事 特 記 仕 様 書		
1章 解体一般共通仕様書	1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年度版(以下「改標仕」という) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編) 令和4年度版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械工事編) 令和4年度版 ④建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年度版 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 建築物解体工事共通仕様書等
	2. 施工条件	◎施工条件は次による。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導員については、警備員法に基づく警備員とし、10日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級検定合格警備員の配置は義務づけいない。 ・警備員は、延べ10人(屋10人)を見込んでいる。 ・受注者は、「交通誘導員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、監督員へ1部提出しなければならない。 ◎施工に先立ち、実工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。
	3. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。

※特記事項は、◎印の付いた物を適用する。

1章
解体一般共通仕様書

4. 安全衛生管理

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底する

◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。

◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。

◎受注者は、工事前車両による土砂、工事前資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

5. 工事現場管理

◎工事現場には、牟岐町指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。

◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。

◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

6. 施工

◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

7. 技能士の適用

◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。

技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印 … 適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業

8. 周辺家屋等の対応

◎本工事に先駆け、牟岐町において周辺家屋等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。

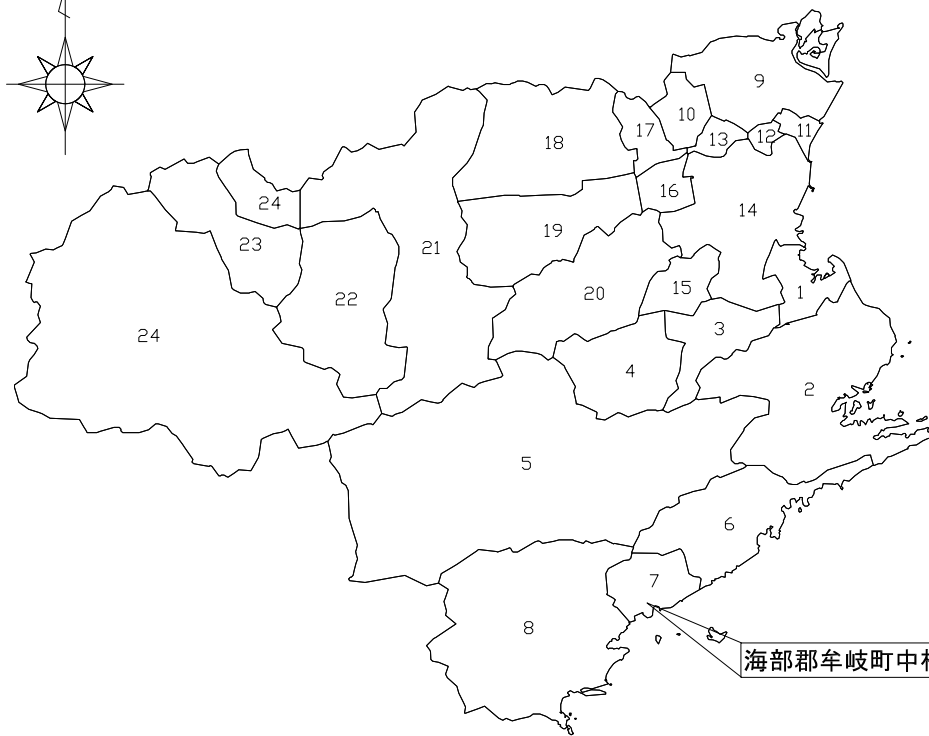
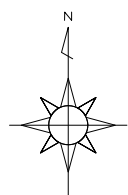
◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

1章 解体一般共通仕様書	10. 記録	◎提出書類 ・竣工図(製本3部)(A3版) ・工事写真(写真帳 1 部(着手前 ・ 竣工)) ・使用材料一覧表(1 部) ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を・CD-Rに保存する。 ◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 工 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>竣 工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、専門家によらないものとする。 ・受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。 ◎県産木材の使用 ・受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 ◎県内産資材の使用 ・受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	2章 解体仮設工事	2. 足場等	◎ゲート(有 , 仕様: キャスターゲート W=6m、H=1.8m) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。), 張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎監督員事務所は設けない。 ・既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:) ◎既存電力利用(出来る)・出来ない), 電力料金(有償)・無償) ◎既存用水利用(出来る)・出来ない), 用水料金(有償)・無償) ◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	3章 解体工事	1. 一般事項	◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)	2. 工事の範囲	◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。	3. 騒音振動調査	◎本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。 ◎騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。 ◎騒音・振動の測定に当たっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を3部提出すること。 ◎測定は、作業場所の敷地境界で行い、測定法は騒音JIS Z 8731(騒音レベル測定方法)、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)による。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事施工 監理指針参考資料参照) ◎騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承認を得た後、実施すること。 ◎測点数は 1 ヶ所とし、位置は解体作業の進行に伴い移動するものとする。(延7日間を見込んでいる。)	4. 事前措置	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。	5. 構内舗装等	◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎樹木は伐採は根まで行う。 ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。	6. 地下埋設物・埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事を含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。	7. 整地・埋戻し・盛土	◎埋戻しは、(現場発生土) とする。 ・混入する石の最大径は mm程度とする。 ・埋め戻し高さは、GL± とする。 ・整地範囲は図示による。	8. 墜落防止対策	◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。 ◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。
	区 分	サ イ ズ																												
	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																												
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
2章 解体仮設工事	1. ベンチマーク 2. 足場等	・設計GLの設定は、BM()を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。 ◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類: 単管足場 , 仕様: cm、シート仕様: 防音シート) ・壁つなぎ間隔(水平方向: 5.5 m以下、鉛直方向: 5.0 m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場(種類: 脚立足場) ◎仮囲い(図示の通り)	令和7年度 清水地区更新住宅解体工事	A-02																										
				特記仕様書 (2)																										

 株式会社 野田木内 一級建築設計事務所	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第31063号 一級建築士登録 第149503号 野田 史			●工事名 令和7年度 清水地区更新住宅解体工事	●図面番号 A-02		
				●図面名 特記仕様書 (2)	●縮尺		

4章 建設廃棄物の処理	1. 一般事項	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 種 類 :コンクリート廃材(無筋、有筋)、アスファルト 会社名 : (有)青藍(中間処分) (阿南市桑野町尾花117番地) 処分地 :阿南市桑野町尾花117番地 運搬距離 :36.0kmを見込んでいる。 処理単価 : (無筋)1000円/t、(有筋)1000円/t、 種 類 :金属(処分) 会社名 :財団法人徳島県環境整備公社 (板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先) 処分地 :阿南市橘町小勝187番の地先 運搬距離 :38.0kmを見込んでいる。 処理単価 : 6200円/t (税抜) 種 類 :ガラス 会社名 :財団法人徳島県環境整備公社 (板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先) 処分地 :阿南市橘町小勝187番の地先 運搬距離 :38.0kmを見込んでいる。 処理単価 : 6200円/t (税抜) 種 類 :木材 会社名 : (有)青藍(中間処分) (阿南市桑野町尾花117番地) 処分地 :阿南市桑野町尾花117番地 運搬距離 :36.0kmを見込んでいる。 処理単価 :15,000円/t (税抜) 種 類 :廃プラ 会社名 :財団法人徳島県環境整備公社 (板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先) 処分地 :阿南市橘町小勝187番の地先 運搬距離 :38.0kmを見込んでいる。 処理単価 :38,500円/t (税抜) 種 類 :石膏ボード 会社名 : (有)青藍(中間処分) (阿南市桑野町尾花117番地) 処分地 :阿南市桑野町尾花117番地 運搬距離 :36.0kmを見込んでいる。 処理単価 :23,000円/t (税抜) 種 類 :アスベスト含有建材 会社名 : (株)明和クリーン (三好市山城町大和川697-1) 処分地 :三好市山城町寺野字アグクラ911 運搬距離 :157.1kmを見込んでいる。 処理単価 :20,000円/m3 (税抜) 種 類 :陶器くず 会社名 :財団法人徳島県環境整備公社 (板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先) 処分地 :阿南市橘町小勝187番の地先 運搬距離 :38kmを見込んでいる。 処理単価 :6,200円/t (税抜) ※鉄骨・軽量鉄骨、サッシ(スチール、アルミ)は有価材として計上している。 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。																								
	1. 一般事項	(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。																								
6章 アスベスト含有建材の除去等	1.一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存の石綿含有建材の分析結果は(「貸与する」・ない) ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行い、調査結果を監督員に提出し、調査結果は3年間保存すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を行う(「行わない」)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法 第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(作業前、作業中、作業後) ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類: ,仕様 枚布,D= cm,シート種類:) 仮囲い高さ:H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類: ,仕様 枚布,D= cm) 養生種別(プラスチックシート厚0.15) ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさががけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 ◎除去箇所一覧表 <table><tr><th>階数</th><th>室 名</th><th>箇所</th><th>建 材 種 別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr><tr><td>1</td><td>DK</td><td>天井</td><td>ケイカル板</td><td></td><td>分析</td></tr><tr><td>1</td><td>DK</td><td>壁</td><td>ケイカル板</td><td></td><td>分析</td></tr><tr><td>2</td><td>ベランダ</td><td>隔板</td><td>ケイカル板</td><td></td><td>分析</td></tr></table> ◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法	1	DK	天井	ケイカル板		分析	1	DK	壁	ケイカル板		分析	2	ベランダ	隔板	ケイカル板		分析
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																					
1	DK	天井	ケイカル板		分析																					
1	DK	壁	ケイカル板		分析																					
2	ベランダ	隔板	ケイカル板		分析																					
2.アスベスト含有成形板の除去																										

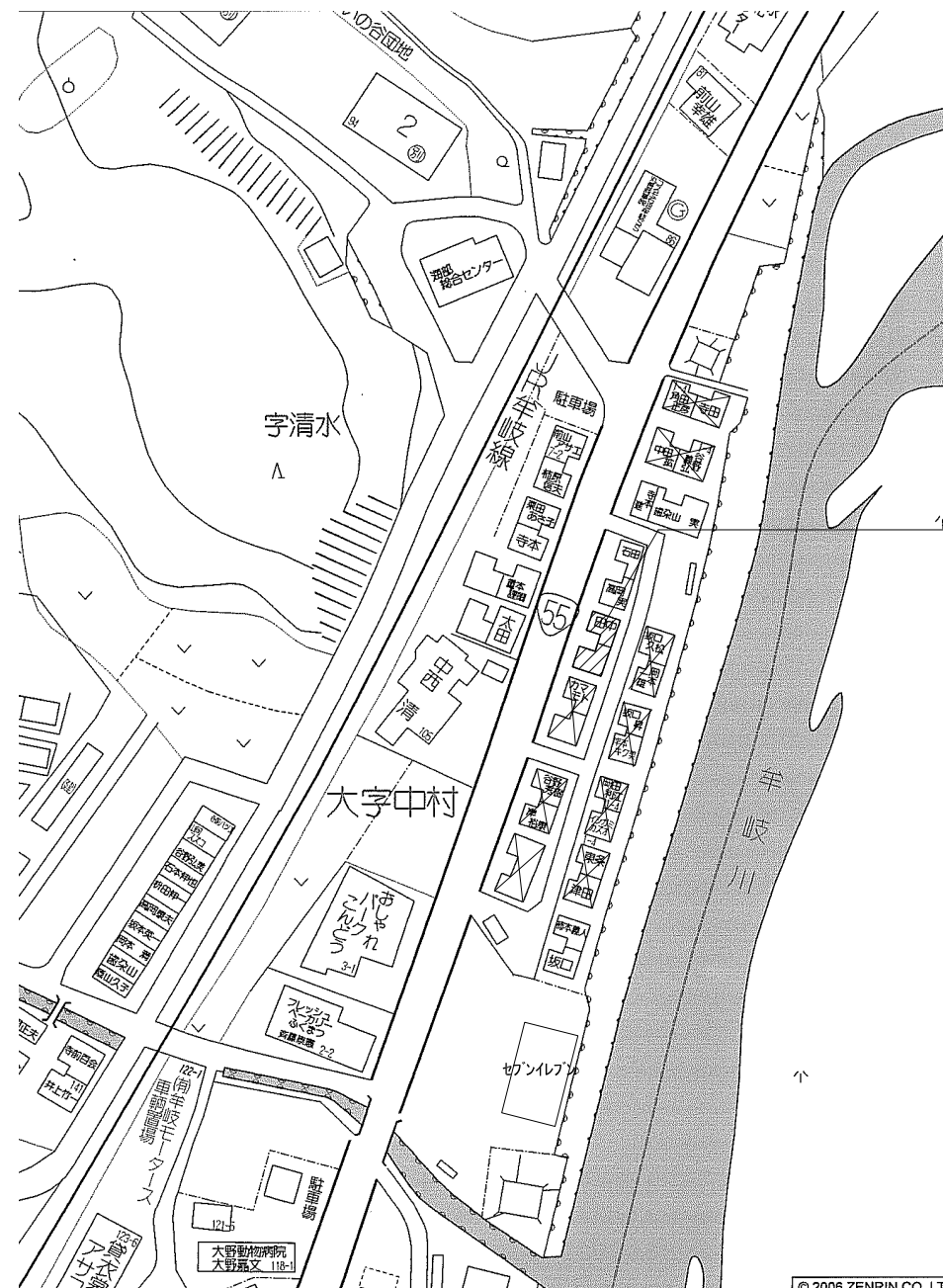
 野田木内 会社 一級建築設計事務所	〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第31063号 一級建築士登録 第149503号 野田 史			●工事名 令和7年度 清水地区更新住宅解体工事	●図面番号 A-03		
			●図面名 特記仕様書 (3)	●縮尺			



海部郡牟岐町中村清水

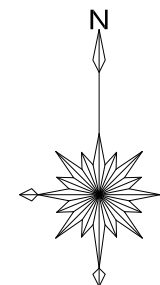
案内図

1	小松島市	9	鳴門市	18	阿波市
2	阿南市	10	板野町	19	吉野川市
3	勝浦町	11	松茂町	20	神山市
4	上勝町	12	北島町	21	美馬市
5	那賀町	13	藍住町	22	つるぎ
6	美波町	14	徳島市	23	東みよし町
7	牟岐町	15	佐那河内村	24	三好市
8	海陽町	16	石井町		
		17	上板町		

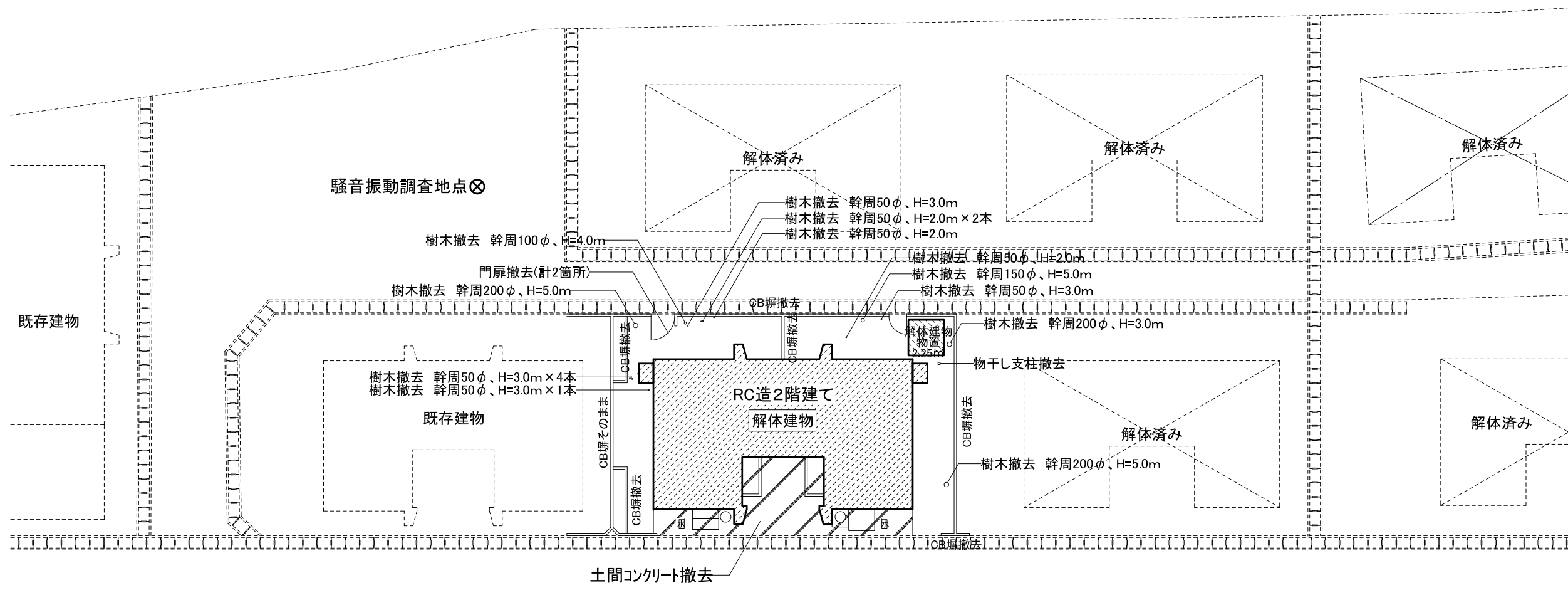
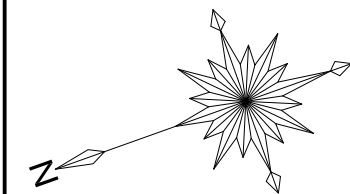


解体建物

© 2006 ZENRIN CO.,LTC



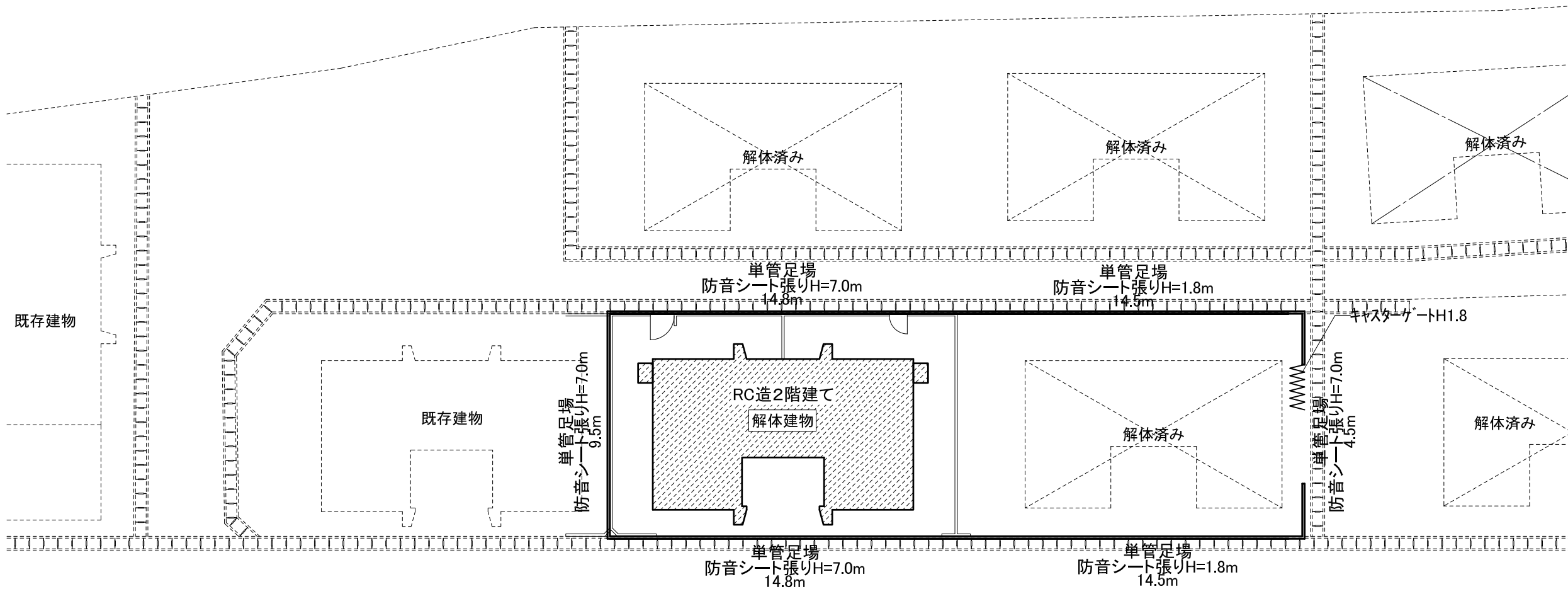
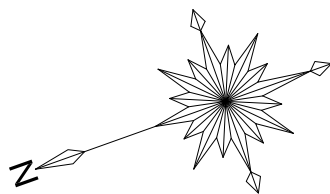
附近見取図



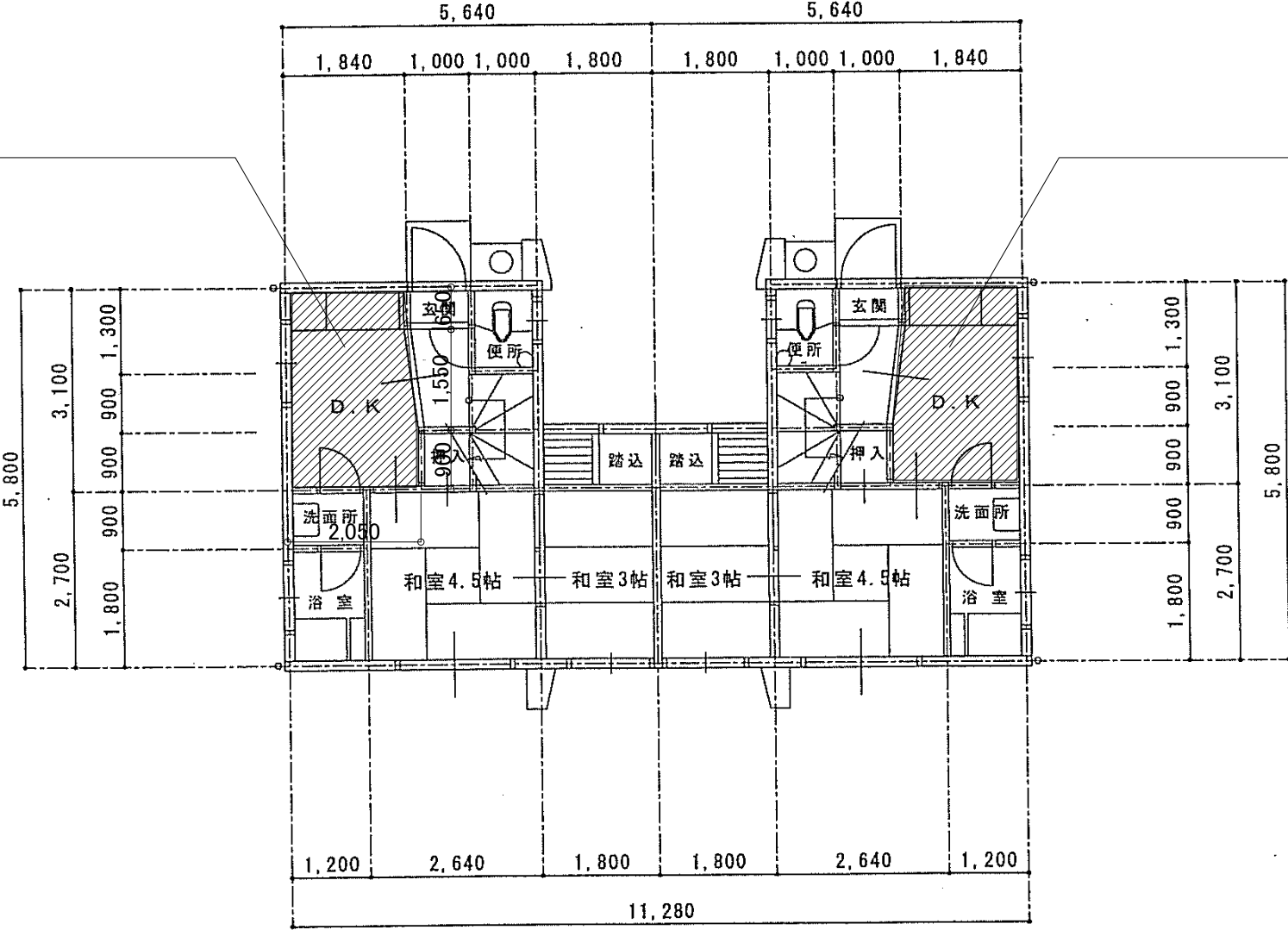
棟 名	構 造	床面積	延べ床面積
更新住宅	RC造2階建	更新住宅 1階床面積:28.75㎡ 2階床面積:32.71㎡ 延床面積:61.46㎡×2戸=122.92㎡ 122.92㎡×1棟=122.92㎡	122.92㎡
物置	プレハブ平屋建	1.5×1.5×1戸=2.25㎡	2.25㎡
合 計			125.17㎡

- (1) 量水器メーター返却、水道管キャップ止め
(2) 電力、テレビ、電話線の撤去を含む。
(3) 騒音振動調査(1地点)を含む。
(4) 解体後、再生砕石敷き及びロープ区画

量水器メーター返却、水道管キャップ止め 計2箇所



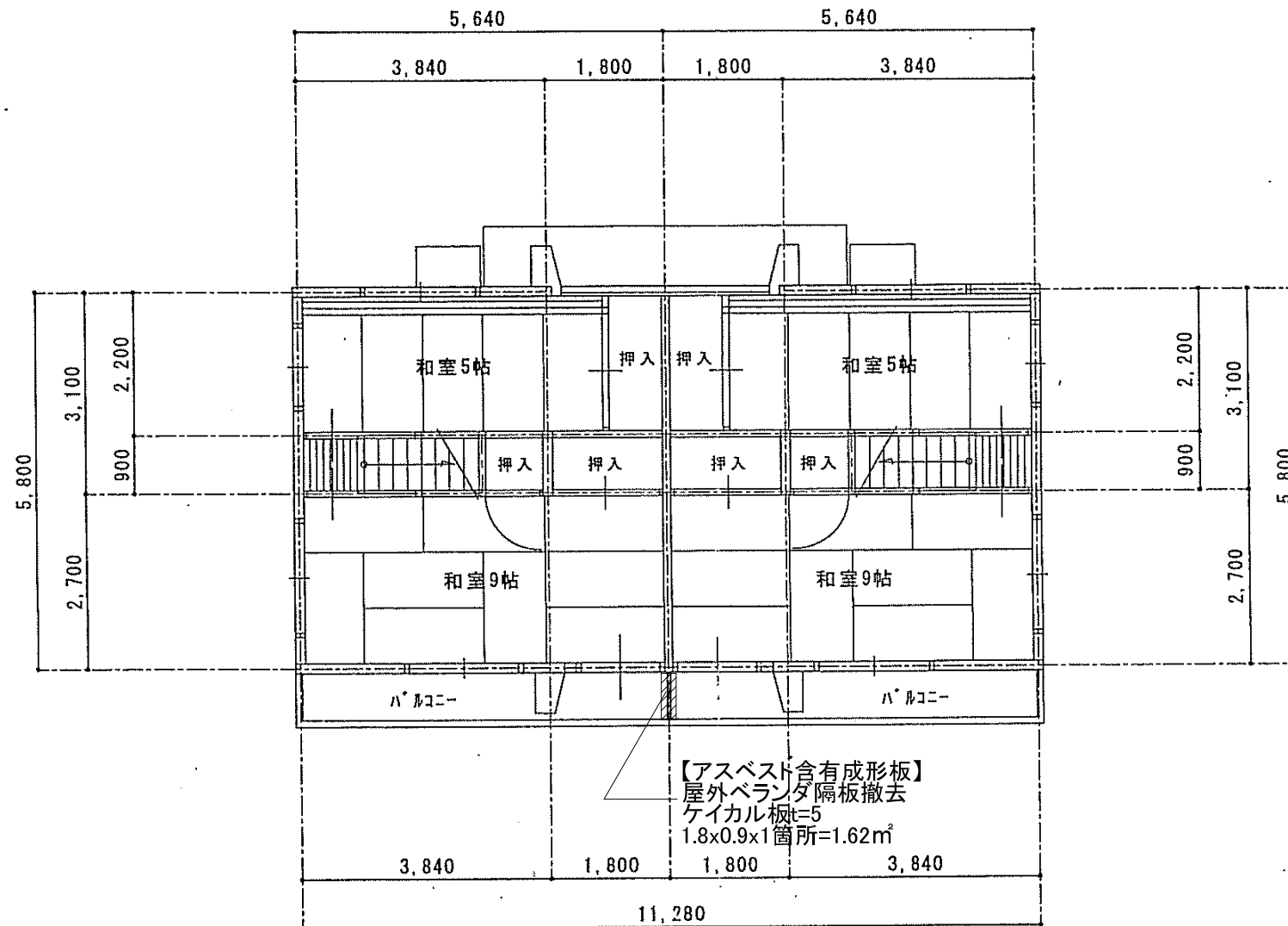
【アスベスト建材】
DK天井及び壁仕上材
石綿ケイカル板
DK天井 6.06㎡
DK壁 2.32㎡



【アスベスト建材】
DK天井及び壁仕上材
石綿ケイカル板
DK天井 6.06㎡
DK壁 0.75㎡

1階平面図 1/100

解体建物

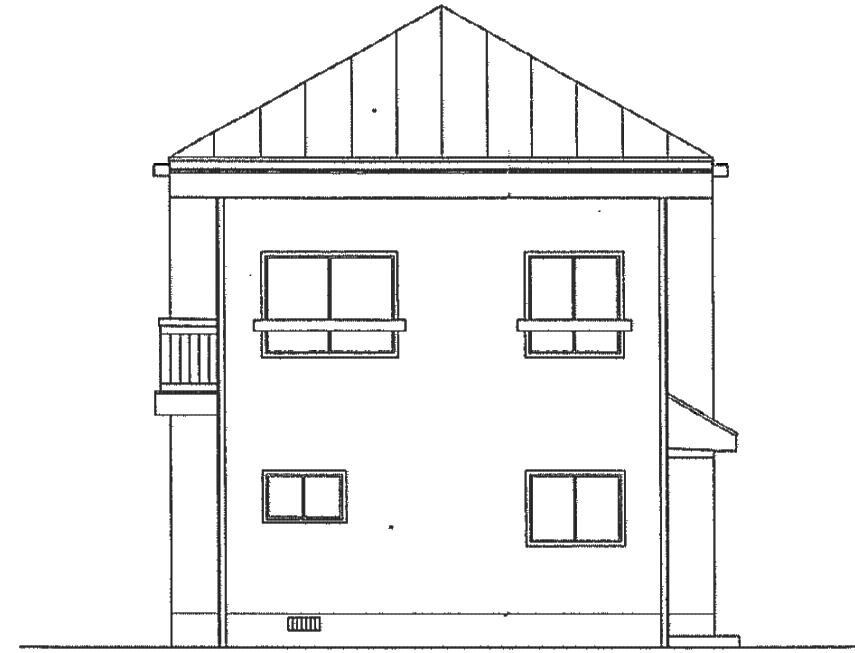


2 階平面図 1/100

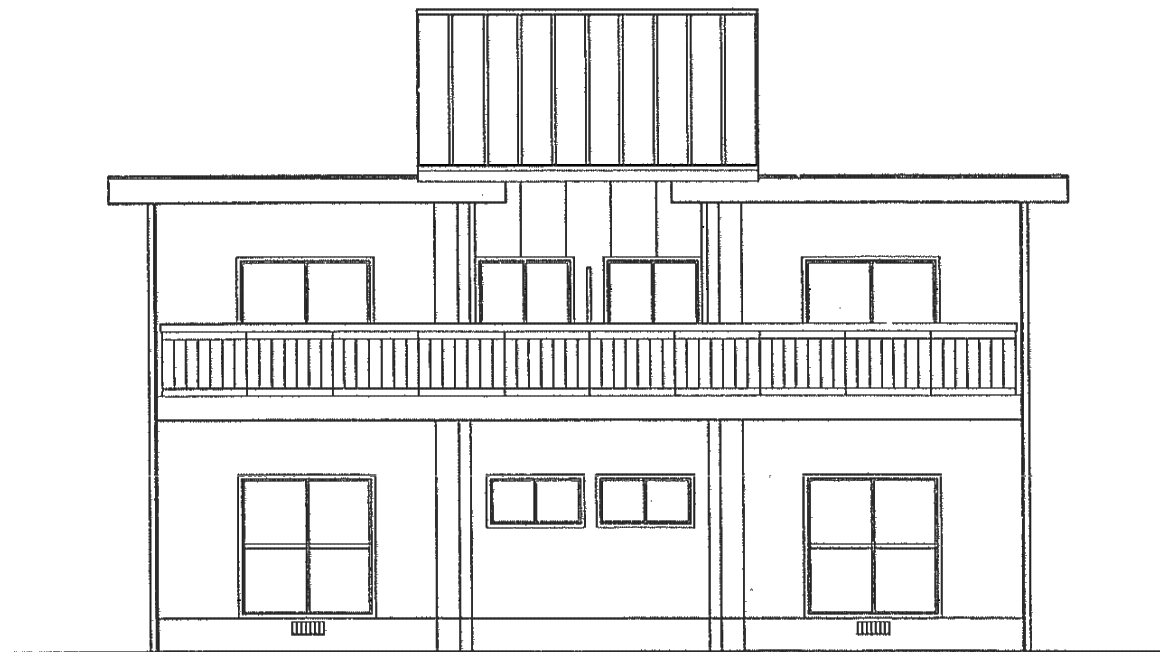
解体建物



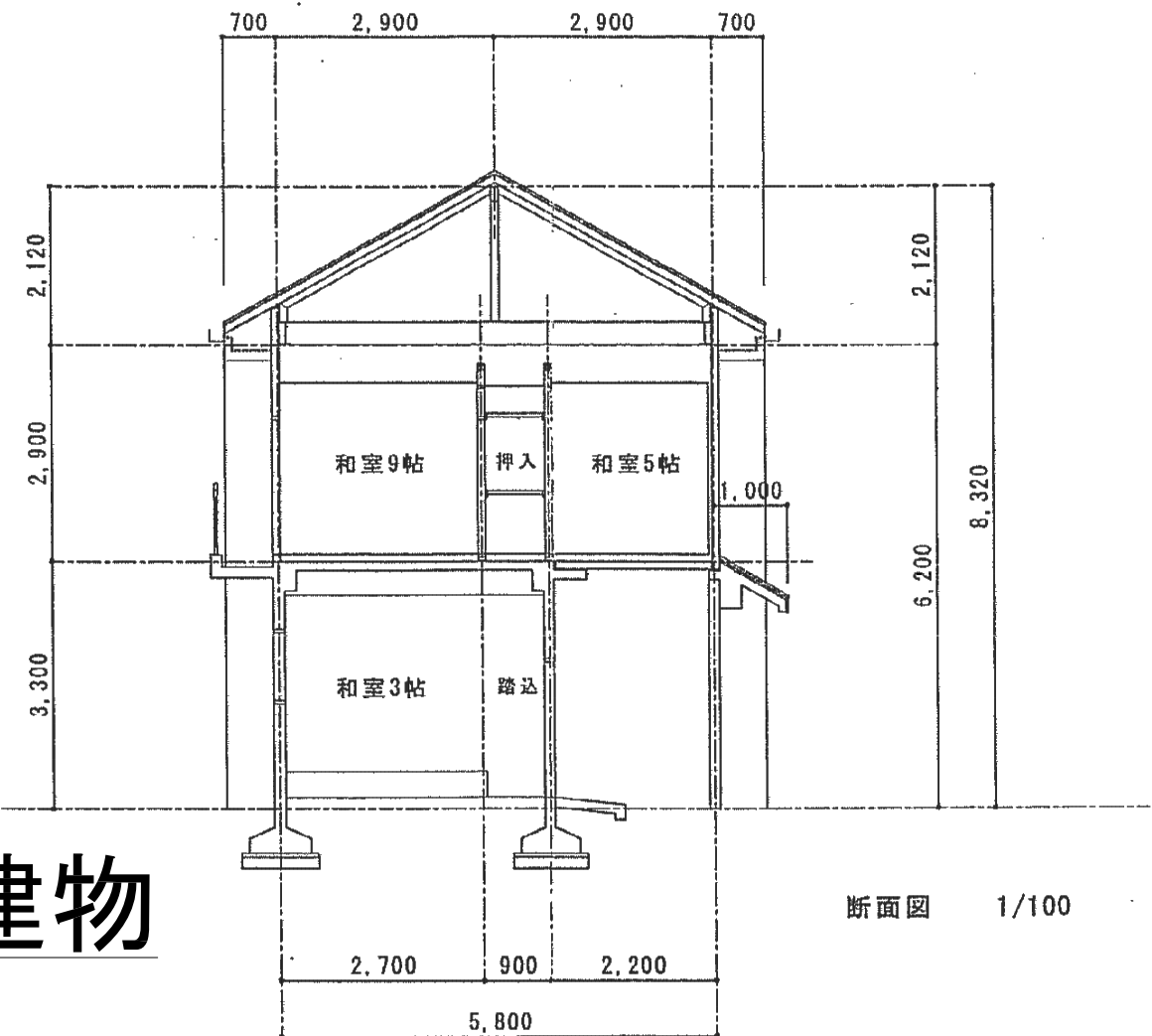
立面図 1/100



立面図 1/100

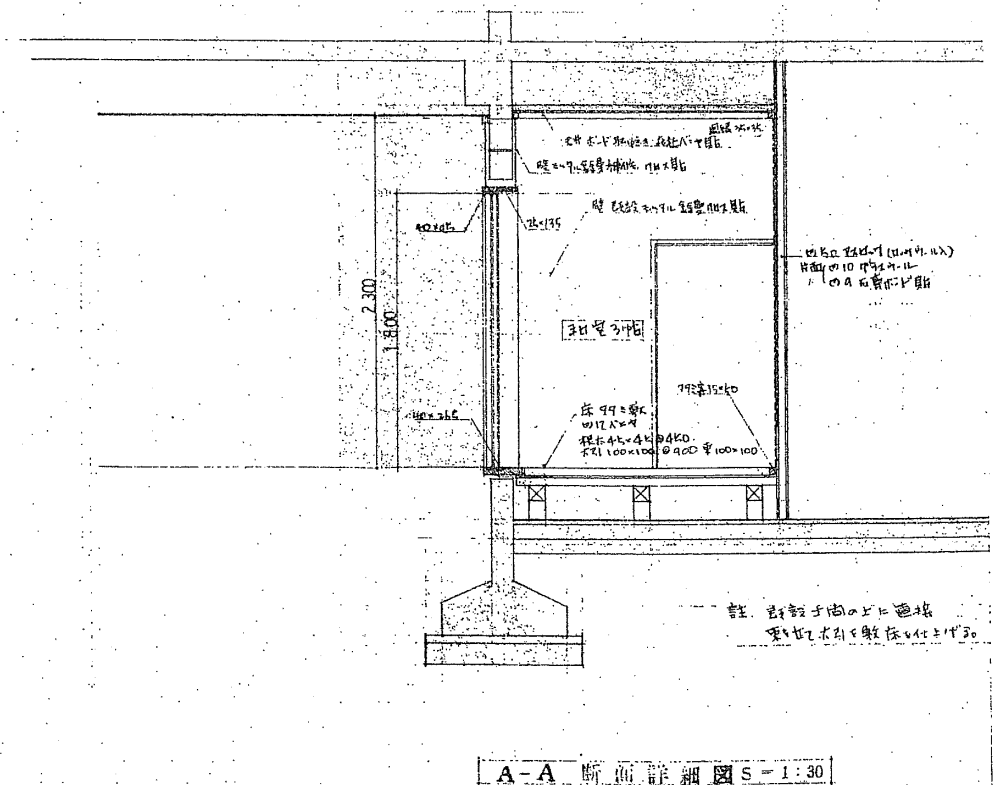
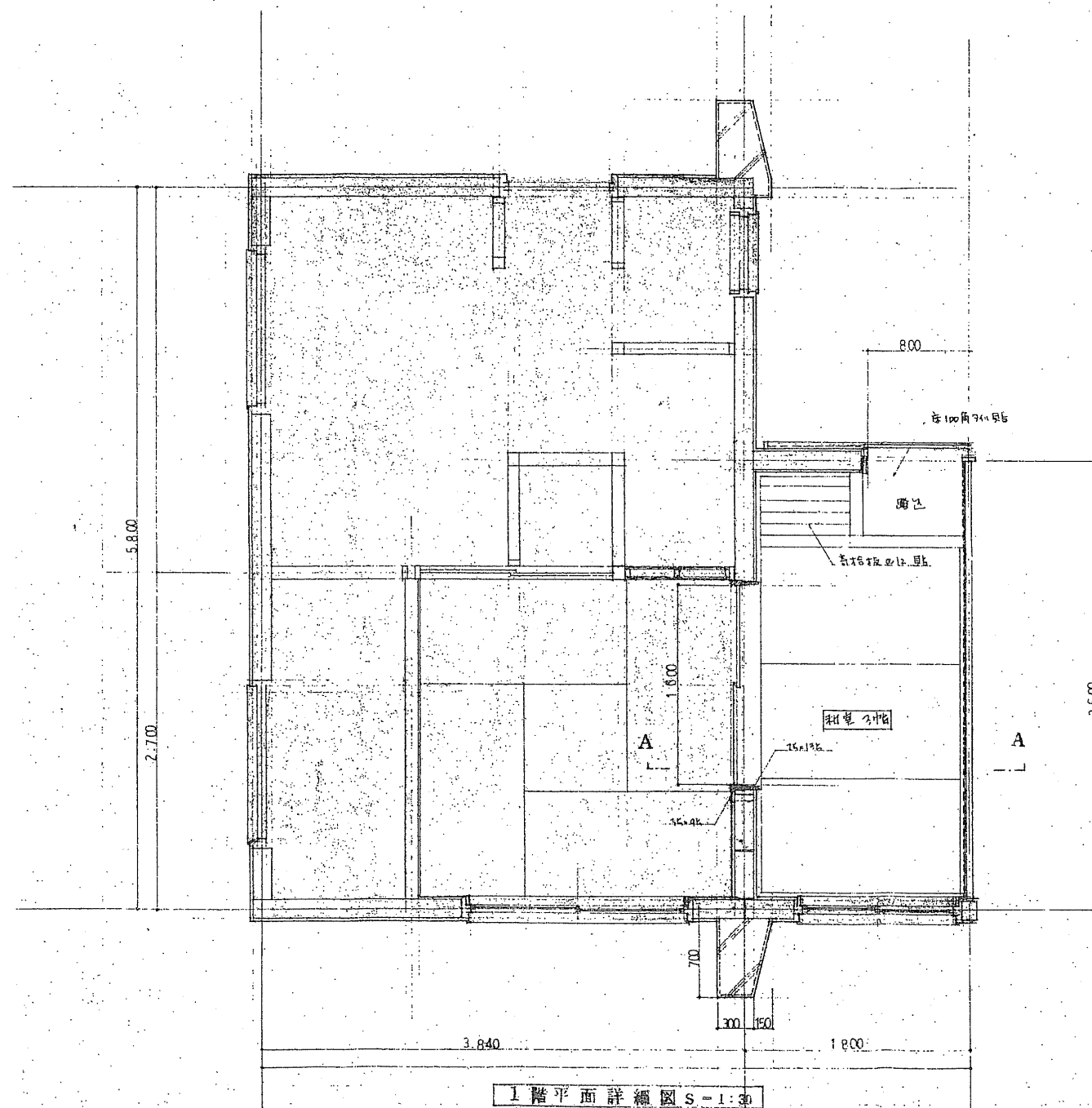


立面図 1/100



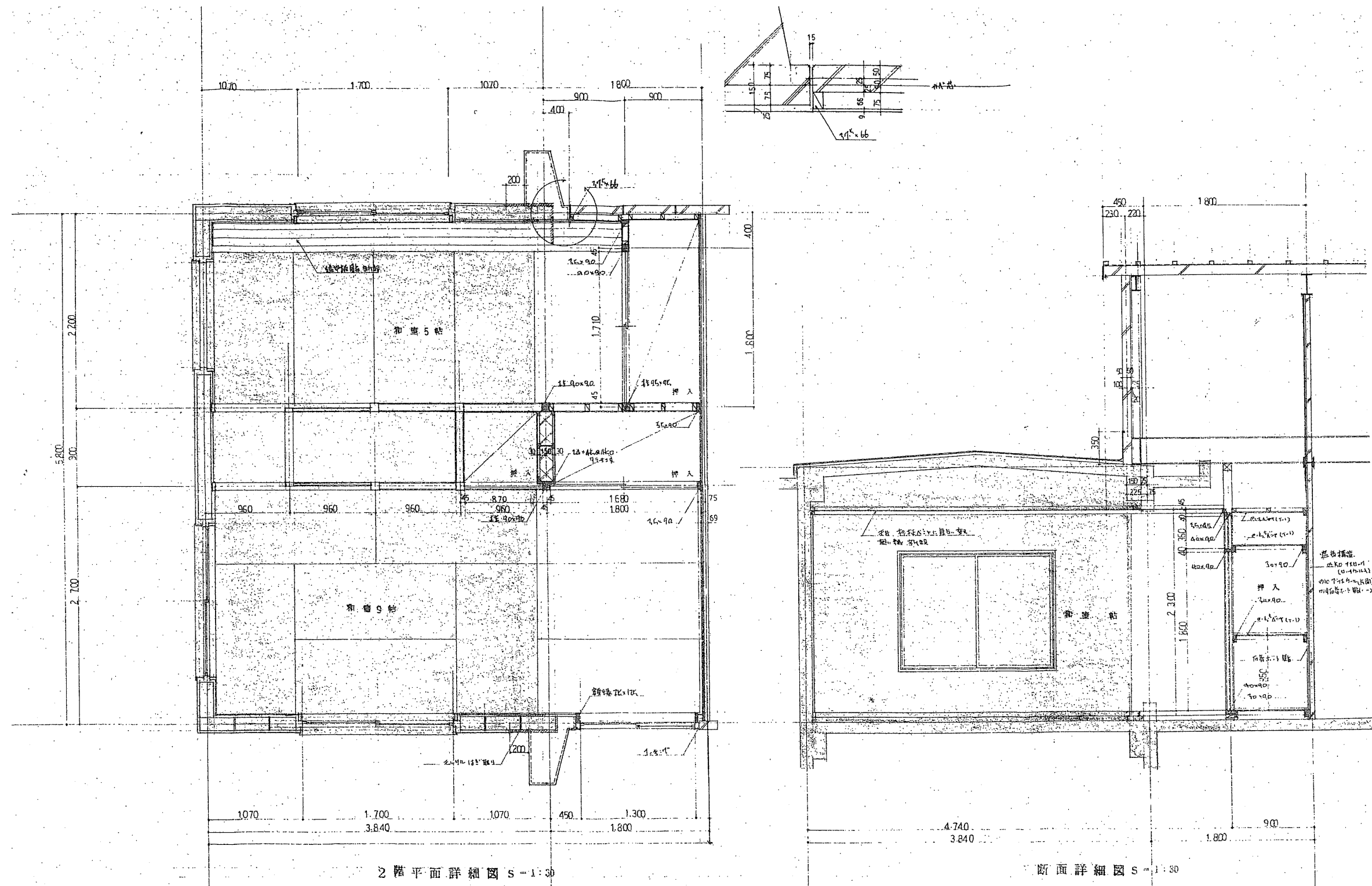
断面図 1/100

解体建物



1階 平面詳細図 1/50

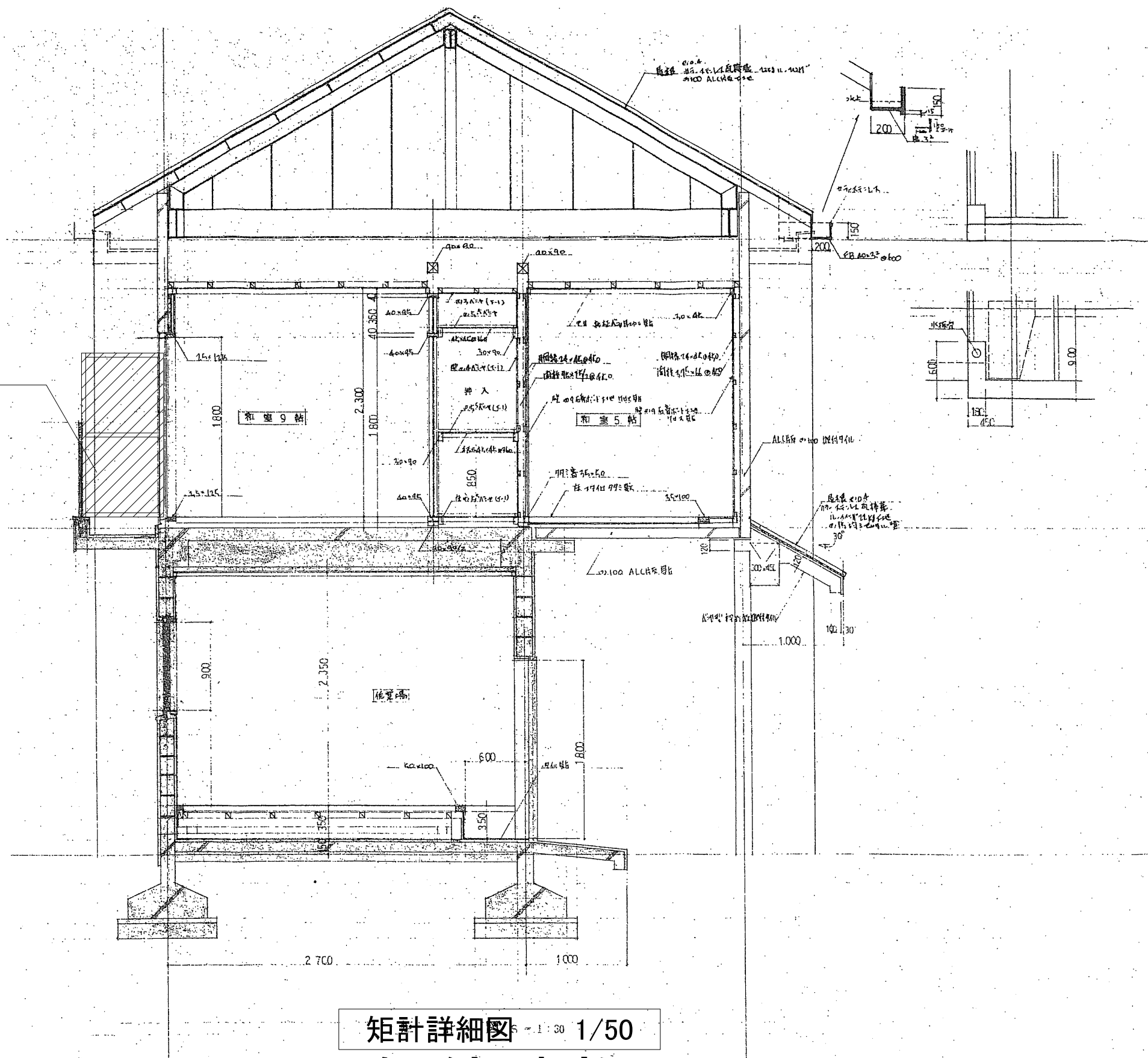
解体建物



2階 平面詳細図 1/50

解体建物

【アスベスト含有成形板】
屋外ベランダ隔板撤去
ケイカル板t=5
1.8x0.9x1箇所=1.62㎡



矩計詳細図 5 - 1 : 30 1/50

解体建物